

美術品の美術館における公開の促進に関する法律に基づく  
美術作品の受入に関する規則

制定 平成13年4月2日  
国立美術館規則第 14号

[一部改正：平成18年6月30日改正 国立美術館規則第62号]

[一部改正：平成19年11月9日改正 国立美術館規則第11号]

(総則)

第1条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）における美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成11年法律第99号。以下「法」という。）及び美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則（平成11年文部省令第43号。以下「省令」という。）並びに独立行政法人国立美術館美術作品寄託受入れ規則第5条に基づく美術作品等の受入れについては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- 一 登録美術品 法に規定する登録美術品又は第五号に掲げる公開契約を締結することにより、登録美術品となる美術作品等をいう。
- 二 所有者 登録美術品の所有者をいう。
- 三 館 国立美術館が設置する美術館をいう。
- 四 館長 各館の館長をいう。
- 五 公開契約 法に規定する登録美術品公開契約をいう。

(手続き)

第3条 所有者は各館に対し、各館を公開美術館とする公開契約を締結する目的をもって、各館の同意を得ようとするときは、館長に書面でその旨を申し出なければならない。

2 前項の場合において、館長は当該申し出に係る登録美術品に対し、法に規定する公開の条件を満たす公開契約を締結できるものとして同意するときは、作品ごとに同意書を発行するものとする。

3 館長は、前項の同意書を発行しようとするときは所有者に対し、省令に規定する美術作品情報等の提供及び提出書類の作成について、積極的に助言するものとする。

4 所有者は、文化庁長官から登録美術品の登録の通知を受けたときは、直ちに当該通知書の写しを館長あて提出しなければならない。

5 館長は前項の提出があった場合は、その登録の日から3ヶ月以内に公開契約を締結するものとする。

(受入期間)

第4条 館長は、前条に規定する公開契約の有効期間を5年以上6年未満とし、公開契約書に明記するものとする。

(公開等)

第5条 館長は、当該登録美術品を各館が実施する展覧会における展示又は貸出等により公開する

ものとする。ただし、作品保全のため必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 登録美術品に対する独立行政法人国立美術館美術作品貸与規則（平成13年規程第15号）に基づく貸与申請があった場合の取り扱いは、館長が別に定める。
- 3 前項の規定は登録美術品に対する独立行政法人国立美術館特別観覧規則（平成13年規程第11号）に基づく申請があった場合に準用する。
- 4 前2項の定めをしたときは、館長はすみやかに国立美術館理事長（以下「理事長」という。）へ報告するものとする。

（報告）

第6条 所有者は、法第5条第2項に規定する承継に関する文化庁長官あての届出を行ったときは、直ちに館長に通知するものとする。

- 2 館長は、法第8条第1項第2号に規定する滅失等に関する文化庁長官あての報告を行ったときは、直ちに所有者へ通知するものとする。
- 3 前項の規定は、法第8条第2項及び同条第3項に規定する公開計画等の文化庁長官あての報告を行った場合に準用する。

（公開契約の更新）

第7条 館長は、第4条に規定する公開契約期間満了の日の1ヶ月前までに所有者に通知し、公開契約の更新についての確認を行うものとする。

- 2 前項の確認の結果、公開契約を更新することとなった場合は、新たに更改契約書を作成するものとする。

（契約の解約）

第8条 前条第1項の確認の結果、公開契約の更新を行わないこととなったときは、当該公開契約は終了するものとする。

- 2 法第6条の規定によって、登録美術品の登録が取り消されたときは、公開契約は当然に解約されるものとする。
- 3 前2項の場合においては、所有者はすみやかに当該登録美術品（前項の場合にあっては、登録美術品であった当該美術作品等）を引き取るものとする。

（経費負担）

第9条 館長は、登録美術品の搬入又は返還に要する梱包及び運送の経費を負担することができる。

（修理）

第10条 館長は、公開契約の更新・継続によって、相当長期にわたって各館に預けられている登録美術品で、自然劣化等により修理を必要とするときは、所有者と協議するものとする。

- 2 前条の規定は、前項の修理を行う場合に準用する。

（公開時等における責任）

第11条 館長は、当該登録美術品の各館における展示及び保管に関してその責を負う。ただし、地震その他の天災及び不可抗力によって滅失又は毀損等した場合の責任は、負わないものとする。

第12条 館長は、次に掲げる場合は理事長へ直ちに報告するものとする。

- 一 第3条第2項の規定による同意をしようとするとき
- 二 第3条第5項の規定による公開契約を締結したとき
- 三 第6条第1項及び第2項による文化庁長官への届出又は報告を行ったとき
- 四 第7条第2項による公開契約書を作成したとき
- 五 第8条の規定による公開契約を解除したとき

(条件等)

第13条 館長及び所有者は公開契約を締結するに当たっては、その対価とみなされる条件を付すことはできない。

2 館長及び所有者は、第8条に掲げる場合を除くほか、公開契約の中途解約はできない。

3 各館が作品の保安全管理及び展覧会等で必要と認めるときは、当該登録美術品について撮影等を行い、又は図録の作成等の普及広報に利用することができるものとする。

(その他)

第14条 この規則の実施に関し、必要な調整は事務局長が行う。

附 則

1 この規程は、平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

2 この規程制定時に、現に公開契約を締結された登録美術品があるときは、この規程に準じて取扱うものとする。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月9日から施行し、平成19年8月1日から適用する。